

## 一般廃棄物の適正処理に関する今後の取組について

平成 29 年 1 月 14 日  
広域環境保全局

### 1 基本的な考え方

関西広域連合は、市町村（一部事務組合を含む）による一般廃棄物の適正な処理に資するため、構成府県が廃棄物処理法第 4 条第 2 項の規定に基づく技術的援助を円滑に供与できるよう、当分の間（以下「試行期間」という。）、4 に掲げる事務を試行的に行うこととする。

この事務を行うため、広域環境保全局に（仮称）一般廃棄物適正処理支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

### 2 支援会議構成員

関西広域連合構成府県市 一般廃棄物適正処理担当課長

### 3 試行期間

平成 29 年 1 月から平成 31 年 12 月まで 3 年間  
（基本的に、年 1～2 回程度、支援会議を開催）

### 4 支援会議の事務

- （1）単独の構成府県では円滑な技術的援助の供与が困難な課題についての意見交換
- （2）課題解決に向けた調査研究
- （3）先進事例に関する情報共有
- （4）試行期間後の関西広域連合の役割についての検討
- （5）その他

### 5 試行結果

- 試行期間中の実績を踏まえ、平成 32 年度以降の一般廃棄物の適正処理における関西広域連合の役割を整理する。
- 上記に基づき、同種の事務を担う他団体等との整理統合を含め、必要となる体制の整備、規約の改正および法改正の要望等を行う。

### 6 留意事項

試行期間中は、同種の事務を担う他団体等との役割分担に留意する。

具体的には、全国環境衛生・廃棄物関係課長会（近畿ブロック会）が調整される国への要望事項の取りまとめや、阪神京滋フェニックス事業連絡協議会が実施されている大阪湾フェニックス計画のあり方についての研究などの事務については、重複して同様の事務を行わない。

また、公益社団法人全国都市清掃会議（以下「全都清」という。）において実施されている市町村に対する技術相談等については、関西広域連合では直接行わず、必要な場合は全都清の協力支援を求めることとする。